

寶曆九年  
卯閏七月

冲簡略冲觸状写

冲触中  
名護法所之  
在之  
在之

同十貳年年七月廿九日  
日序子山山山山山  
以初五 黎及法堂

寶曆九年

御家中

名護屋町之

卯閏七月

在々

在々寺社

御簡略御觸状写

同十弍年午觸留

同五月六月御家中之

鈴木洪重

御觸留

# 刊行にあたって

蟹江町教育委員会

教育長 横江勝英

古文書研究 資料編 II を刊行する運びになりました。資料編 I と同様に、古文書判読の手引書を兼ねることを考慮しましたので、すべての原文に解読文の一字一字が対応しています。くずし字、変体仮名がある、文体には馴染みがないなど古文書は読みづらいものですが、こうすれば読み進むことが容易になり古文書にも親しみ易くなると思います。なお今回は簡単な解説を付け加えました。

古文書原文は資料編 I の続編になります、蟹江家に所蔵されていました「御簡略御触状写」を取り上げました。資料編 II でも前編同様、解読文の作成は河村重秀先生（津島市立蛭間小学校教諭）が溝口久一氏（美和町古文書研究家）の協力により書き上げてもらいました。資料編 I を刊行しましたところ、未熟な古文書の解読書にも拘らず、思いも掛けず好評を得る事ができ、また多くの問い合わせや、御意見を戴き、今更ながら最近の古文書への関心の深さに驚くとともに、私どもの古文書に対する活動に弾みをつけることが出来ました。当蟹江町歴史民俗資料館には、鈴木家（現蟹江亮一郎氏）・山口家（靖之氏）の古文書をはじめ、明治の頃に町内に置かれていました各戸長に残されていた書類、町内の有志の方々から委託をされました諸文書など多

くの貴重な文書を所蔵していますので、これらの整理とともに、調査分類に工夫を凝らして、今後のこれらの研究調査を円滑に進めることが大切であります。またこれらの古文書を死蔵することなく、町内をはじめ多くの人が解読し、町の歴史に親しみ、先祖の生活を知り、郷土を深く理解することによって豊かな社会を創造する糧とすることができればと考えます。

資料編の刊行には昨今の懐古志向を考え、潜在する愛好者の発掘の狙いもあり、このような企画にしています。これは古文書の研究者には幼稚な構成と思われませんが、これによって古文書に親しむ人が一人でも多くなり、古文書を通じて歴史を身近に感じ、先祖の人々の生活や文化を知ろうとする人の輪が大きく大きく拡がることを願います。

なお資料編の刊行に当っては、小杉正先生（津島市中央公民館長・当資料館の古文書を読む会講師）をはじめ他市町村の愛好家の御協力もいただき、ここに感謝の意を表します。

解	1
名護屋町家エ御簡略之御觸	13
在々エ御簡略御觸	19
御家中之召仕衣服定之内書抜	32
御実中エ觸書之内書抜	35
御家中之分衣服之定	38
御家中之召仕衣服定	54
振廻之定	59
家作の定	60
音信贈答之定	61
嫁娶之定	64
覚	68

角平 説

本書は宝暦九年（一七五九）に名古屋、村々、寺社へ触れ出された御触状、又御家中、御家中の召仕の衣服の定や、其の書き抜き、振廻（ふるまい）の定、家作の定、音信贈答の定、嫁娠（よめとり）の定、宝暦十二年（一七六二）に廻された「覚」、同時期に家中に仰出されたものをまとめて、収録されたものであります。これだけのものが一冊にまとめられていることは、当時色々触れ廻されていた御触・覚・定などを一まとめにして、生活一般の指針とされたものと考えられます。

当時国の財政は逼迫していたが、庶民は活力を持て余し、知恵と雑草の力強さをもって御触が出されても、出されても庶民は御法度の法の網をくぐって、華美の風を染しむ者が後を絶たなかったよう、段々御触の内容は時とともに詳細度を増しています。

本書にある御簡略触状では藩士階層、町方、村々、其の他へ、また内容も細部に至たる決めがなされていて、御法度の違反に対する巧妙な言い逃れ防止や国の隅々まで御触が漏れなく、伝達されるよう配慮されていたようであり、当時の社会情勢がどんなであったか、想像する楽しみが潜んでいます。

名古屋叢書に尾張諸臣十二格・尾州家官制というものがありません、これは一八〇〇年頃と推定されますので、本書にある御触状が触れだされてから五十年程過ぎた頃の官制であり、少々の違いがありますが、このなかの一部を拝借しますと本書のなかに出てくる御家中の役職や格式を知る事ができると思っています。

萬石以上

成瀬氏・竹腰氏・渡辺氏・石河氏・志水氏之家筋也

年寄中

老中列以上 他所には、すべて家老と称申候  
年寄役之儀は、万石以上之家老、すべて大夫と唱申事に候

大寄合以上

御城代格大寄合と相唱申候

物頭

御先手御足輕頭、物頭也

規式以上

規式以上と申候儀、勿論、年頭御流頂戴、五節句・朔望出仕し、御目見御  
規式に罷出候

他所へは、目見以上と唱申事に候

「五節句―毎年五度の節句・一月七日、三月三日、五月五日、七月七日、  
九月九日」「朔望―一日・十五日のこと」

五十人組

諸士以上と申候は、古來、五十人組以上申候處、近來は御歩行以上を申候

右護屋町家及此の御略略

公威沈沈御略略 此の御略略中云

右及此の御略略云々云々御略略

貴古觸以町云々及此之御及固然

世一統之風儀にらひ前々無之榮耀

之品々身分不相忘之事のみ多く候

仍而町家之儀、向後左之品々之通嚴敷ク簡略可

仕候、人々身持ハ古へに立度り、質素を

本とし、身分不相忘之奢を致ニ禁絶

いたすら家藏無ニ油断ニ心を尽シ可レ致ニ

出精候

町人男女共ニ絹、紬、晒布迄着用いたし縫

箔、鹿の子ハ勿論絹以上之品下着等にも

一切着用不レ致、帯并腰帶ハ飛紗綾迄ニ仕

名護屋町家<sup>エ</sup>御簡略之御触

今般屹度御簡略被ニ仰出ニ御家中ハ

不レ及申御国御領分在ケエも夫々簡略の

義相觸候、町々之儀も連々雖レ及ニ困窮

世上一統之風儀にらひ前々無之榮耀

之品々身分不相忘之事のみ多く候

仍而町家之儀、向後左之品々之通嚴敷ク簡略可

仕候、人々身持ハ古へに立度り、質素を

本とし、身分不相忘之奢を致ニ禁絶

いたすら家藏無ニ油断ニ心を尽シ可レ致ニ

出精候

一、町人男女共ニ絹、紬、晒布迄着用いたし縫

箔、鹿の子ハ勿論絹以上之品下着等にも

一切着用不レ致、帯并腰帶ハ飛紗綾迄ニ仕

屹度(きつと) 并(ならびに)

嚴敷(きびしく) 奢(おごり)

飛紗綾(ひざや) —— 絹物的一種